

憲法違反の『賃下げ法』強行可決！ 京都公務共闘と共に怒りの宣伝行動実施！

29日、参議院本会議において、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」は、日本共産党、社会民主党が反対する中、賛成多数で成立が強行されました。

国公労連、全労連公務部会は議面集会を開催し、国会の暴挙に抗議の意を表明するとともに、今回の賃下げが憲法違反であることを明らかにし、労働基本権回復にむけて引き続きたたかうことを意思統一しました。

また、京都公務共闘は29日午後6時より四条烏丸にて街頭宣伝を行い、16名（京都国公4名参加）がピラを配布し訴えました。

今回の賃下げ法案民・自・公の共同提出で、審議は密室及び衆参合わせてわずか5時間の短時間の審議で強行可決したことは、すべての労働者に保障された労働基本権を剥奪し、その「代償措置」とされてきた人事院勧告を大幅に超える賃下げを、政府が使用者責任を放棄して議員立法で行うという、憲法を二重三重に蹂躪するもので、断じて許されません。強行可決を受けて、国公労連は声明を次のように発表しています。

「本日、国会は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（以下、「賃下げ特例法」）を、衆・参あわせてわずか5時間足らずの審議で成立を強行した。すべての労働者に保障された労働基本権を剥奪し、その「代償措置」とされてきた人事院勧告を大幅に超える賃下げを、政府が使用者責任を放棄して議員立法で行うという、憲法を二重三重に蹂躪するものである。（中略）

国会審議では、今後もこうした削減があり得るとの議論が行われるなど、公務員労働者の基本的人権を全く無視した姿勢は言語同断である。加えて、人事院勧告にもとづく削減分を年度を超えて「調整」することや、自衛隊員のみ東日本大震災での貢献を口実に実施時期を遅らせること、「身を切る」としながら政党助成金や議員歳費には手をつけようとしないうことなど、到底容認できない。（中略）

国公労連は、2012年春闘最中に強行される賃下げが、625万人労働者をはじめ地域経済にも多大な影響を及ぼすことや、「社会保障・税一体改革」と称する消費税増税など国民犠牲の突破口であることなど、引き続き国民的な理解と共同を広げる運動を強化しながら、「賃下げ特例法」の廃止に向け法廷闘争を含むたたかいを展開する。同時に、財界・大企業の賃金・雇用破壊など横暴を許さず、誰もが安心して働き、将来に希望を紡げる社会を実現するため、広範な労働者・国民のみなさんとともに「全体の奉仕者」としてのプライドをかけて奮闘するものである。」（詳しくは国公労連速報No.2712号を）

京都国公では、京都公務共闘共に四条烏丸で街頭宣伝を行い、今回の賃下げ法が成立したことは、すべての労働者に向けられた攻撃であり、共に闘うことを呼びかけました。

